

唐古・鍵遺跡史跡公園アプリケーション制作等業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

唐古・鍵遺跡は、日本を代表する弥生時代の環濠集落である。この一部が「唐古・鍵遺跡史跡公園」として開園した。この公園のコンセプトは、現代に「弥生の風景」を再現することである。

本事業では、公園においてARを活用したアプリケーションを制作し、来園者に現代から弥生時代への「タイムスリップ」を体験していただくことで、来園者の満足度の向上に資することを目的とする。

本プロポーザルは、上記の制作業務を行うにあたり、その委託事業者を選定するために行うものとする。

2 業務委託の内容

業務委託の内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託名 唐古・鍵遺跡史跡公園アプリケーション制作等業務
- (2) 業務委託期間 委託契約締結の日から平成31年3月31日まで
ただし、アプリケーションの完成は平成31年2月28日まで
- (3) 委託限度額 8,600千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- (4) 業務委託内容 唐古・鍵遺跡史跡公園におけるARを活用したアプリケーションの制作
※詳細は、別添仕様書のとおりとする。

3 応募資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する法人等でないこと。
- (2) 近畿2府4県に本店支店又は営業所を有していること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない法人等であること。
- (4) 田原本町から指名停止を受けている法人等でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われている法人等でないこと。ただし、会社更生法に基づき、更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく、再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (6) 民事執行法（昭和54年3月30日法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行、若しくは国税、市町村税について滞納処分の執行を受け、支払いが不可能になった法人等でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる法人等でないこと。
- (7) 田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第2条第1号から第3号までに規定するものでないこと。
- (8) (7)に規定するものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (9) 本業務は、高度なAR専門技術が要求されるものであるため、過去3年間の官公庁が発注したARアプリケーション制作実績が3件以上あること。
- (10) 業務の全てを自ら遂行可能であること。

4 応募等に関するスケジュール

日 程	項 目
平成 30 年 7 月 9 日 (月)	募集開始 募集要領のホームページ掲載
平成 30 年 7 月 12 日 (木) ～ 7 月 17 日 (火) 午後 5 時まで	質問書の受付
平成 30 年 7 月 24 日 (火)	質問書の回答
平成 30 年 7 月 31 日 (火) 正午まで	参加申込書・企画提案書等の提出期限
平成 30 年 8 月上旬予定	第一次審査 (4 者以上の応募があった場合) ※書類審査
平成 30 年 8 月中旬予定	プレゼンテーション対象者決定通知
平成 30 年 8 月下旬予定	プレゼンテーションの実施
平成 30 年 9 月初頭予定	審査結果の通知
平成 30 年 9 月上旬予定	契約

5 応募手続き

(1) 応募要領

平成 30 年 7 月 9 日 (月) より、田原本町ホームページに募集要領を掲載するので、必要に応じダウンロードすること。

(2) 質問受付

① 受付期間

平成 30 年 7 月 12 日 (木) ～7 月 17 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

② 質問方法 質問書 (様式 6) に記入し、メールで文化財保存課まで提出すること。電話での質問は受付けない。

質問書を提出した場合は、文化財保存課へ電話で受理の確認をすること。ただし、質問書の提出は 1 社につき一回とする。

③ 回答方法 平成 30 年 7 月 24 日 (火) に町ホームページにて回答する。

(3) 提出期間

① 日時 平成 30 年 7 月 9 日 (月) ～ 7 月 31 日 (火) 正午まで (ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く。)

② 時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

③ 場所 奈良県磯城郡田原本町阪手 347 番地の 1 田原本町教育委員会事務局 文化財保存課 ※持参による提出のみとする。

(4) 提出書類

① 参加申込書 (様式 1)

② 企画提案書 (様式任意)

※企画提案書は、A4 版縦長横書きとする。ただし、図など必要に応じて A4 版横長横書き及び A3 版を折り込むことも可とする。また、以下の順で記載すること。

ア 本業務に関する取り組み方針 (コンセプト等)

イ 作業工程・スケジュール

ウ アプリケーション制作に関する提案

エ 運用に関する提案

オ 平成 31～33 年度までの運用・保守に係る費用の提案

- ③ 会社概要（様式 2）
- ④ 業務実績報告書（様式 3）
※記載した業務の契約書及び仕様書のコピーを添付すること。
- ⑤ 業務実施体制（様式 4）
- ⑥ 見積書（様式 5）
- ⑦ 過去 1 年間の財務状況が分かる書類（貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類（様式任意））
- ⑧ 納税を証する書類又は未納がないことを証する書類（法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、主たる事業所を有する所在地に係る都道府県民税及び市町村民税の納税証明書で提出期限前過去 3 ヶ月以内のもの）
- ⑨ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※法務局発行のもので、提出期限前過去 3 ヶ月以内のもの。

(5) 提出部数

9 部（正本 1 部、副本 8 部）

※副本については、全ての書類で会社名が特定できる情報（会社名、代表者氏名、住所及び取締役氏名等）を記入せず提出すること。

※（4）⑧及び⑨については、正本に原本を添付し、副本には原本を複写し、会社名が特定できる情報（会社名、代表者氏名、住所及び取締役氏名等）を消したものを添付すること。

6 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日時 平成 30 年 8 月下旬を予定
※詳細については、該当者に別途通知する。
- (2) 実施場所 田原本町役場 3 階 301・302 会議室
- (3) 出席者 1 応募者につき、3 名以内とする。
- (4) 実施時間 1 応募者あたり 40 分程度
（提案書説明 25 分程度、質疑応答 15 分程度）
※準備等の時間は含まない。

(5) その他

プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の記載内容と同一のものとする。また、公正な審査を行うため、会社名等を出さずにプレゼンテーションを行うこと。

なお、プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材の持ち込みによる説明も可とするが、町では用意しないので、事前に連絡のうえ、応募者で準備をすること。

7 審査・選定方法

- (1) 審査委員
選定は、町が別に定める委員により組織された「唐古・鍵遺跡史跡公園アプリケーション制作等業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 選定方法
 - ① 第一次審査（書類審査）
審査委員会が、評価基準により参加申込書等を審査して評価を行い、評価点数（40 点満点）の合計が高い者から 3 者を第二次審査のプレゼンテーショ

ン対象者として選定する。ただし、参加申込書等を提出した者が3者以下の場合は、第一次審査を省略するものとする。

プレゼンテーション対象者として選定した提案者に対しては、その旨を通知し、選定しなかった提案者に対しては、選定しなかった旨を通知するものとする。

② 第二次審査（プレゼンテーション）

プレゼンテーション対象者は、提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うものとする。

審査委員会は、プレゼンテーションにおいて評価基準により審査し、評価を行う。各審査委員の採点（100点満点）の合計で最も高い評価を一番多く得た者を第1位契約候補者とする。ただし、最も高い評価を一番多く得た者が複数いた場合は、各審査委員の合計点数が高い者を第1位契約候補者とする。それでも同点の場合は、審査委員の多数決により第1位契約候補者を決定する。

第1位契約候補者1名、第2位契約候補者1名を選定する。

第1位契約候補者については、選定後、速やかに町ホームページにおいて公表するものとする。

（3） 評価基準

各審査の評価項目及び評価事項は別紙のとおりとし、審査委員が採点する。なお、各審査委員の平均評価点数が一定の点に満たない場合は、選定せず再度公募を行う場合がある。

委託限度額を超える場合は参加することができないものとする。

8 選定結果の通知

審査結果については、平成30年9月上旬頃に応募者に通知する。

9 失格条件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。失格となった場合は、審査に参加することができないものとする。すでに審査が終了している場合は、失格となった者の審査結果を無効とする。また、すでに契約を締結している場合は、契約を破棄し、第2位契約候補者と契約するものとする。

- （1） 応募者の資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- （2） 書類に虚偽の事実の記載があったとき。
- （3） 書類の提出方法、提出期限を守らないとき。
- （4） その他、審査委員会が不適格と認めた場合。

10 契約の締結

- （1） 第1位契約候補者と町が協議し、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、改めて見積書の提出を求め、予算の範囲内で契約を締結する。ただし第1位契約候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議するものとする。
- （2） 仕様書の内容は、提案された内容を基本とし、契約候補者と町との協議により最終的に決定する。
- （3） 受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合は、町に対し、違約金を支払わなければならない。また、受託者が本業務の履行に関して、町に損害を与えたときは、町に対し、その損害を賠償しなければならない。

- (4) 受託者は、本業務の履行内容に瑕疵があるときは、本業務の履行を完了した日から1年間、その瑕疵を補修し、代替品を納入し、又は瑕疵の補修若しくは代替品の納入に代えて、瑕疵の補修若しくは代替品の納入とともに、町に対してその損害を賠償すること。
- (5) 契約保証金については、免除する。

1 1 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出後の提案書等の修正及び変更は認めない。
- (4) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、及び町民等からの情報公開の請求等に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 選定結果に対しての問い合わせ及び異議申し立てについては、一切受け付けない。
- (6) 参加申込後に諸事情により辞退する場合は、辞退届（様式7）を田原本町教育委員会事務局文化財保存課へ提出すること（郵送での提出を可とする）。ただし、提出された書類については、返却しない。

1 2 問合せ先

〒636-0247 奈良県磯城郡田原本町阪手 347 番地の 1
田原本町教育委員会事務局 文化財保存課
TEL : 0744-32-4404 FAX : 0744-34-0522
E-mail : bunkazai@town.tawaramoto.nara.jp

(別紙)

各審査の評価項目及び評価事項

第一次審査 (40 点満点)

評価項目		評価事項	評価点
提案内容	アプリケーション制作に関する提案	大型建物の AR は魅力的か。	5
		顔認識 AR は楽しめる内容か。	5
	付加的内容の提案	必須項目のほかに提案された内容が魅力的か。	5
業務の実現性	業務遂行能力	業務の実施体制・担当者の配置状況が明確かつ適正で、業務が適切に実施できるか。	5
		過去の類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。	5
		財務状況は健全であるか。また、委託業務を実施できる財務能力を有しているか。	5
	計画・スケジュール	業務の実施手順・スケジュールが適切であるか。	5
	経費 (見積額)	提案全体に対して、見積額・内訳が妥当か。	5

第二次審査 (100 点満点)

評価項目		評価事項	評価点
提案内容	アプリケーション制作に関する提案	操作方法や画面の見やすさ等、利用者にとって使いやすいものとなっているか。	15
		大型建物の AR は魅力的か。	20
		顔認識 AR は楽しめる内容か。	10
		コンテンツ利用時における安全対策等が適切におこなわれる提案となっているか。	10
	保守方法の提案	アプリケーションの保守方法は容易か。	5
	付加的内容の提案	必須項目のほかに提案された内容が魅力的か。	10
業務の実現性	業務遂行能力	業務の実施体制・担当者の配置状況が明確かつ適正で、業務が適切に実施できるか。	5
		過去の類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。	5
		財務状況は健全であるか。また、委託業務を実施できる財務能力を有しているか。	5
	計画・スケジュール	業務の実施手順・スケジュールが適切であるか。	5
	経費 (見積額)	提案全体に対して、見積額・内訳が妥当か。	5
	保守	保守内容に対して、金額は妥当か。	5